

出席停止・臨時休業等の扱いについて

ア 出席停止

札幌市立学校における新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準については、以下のとおりとする。

- (ア) 幼児児童生徒~~本人~~に感染が確認された場合治癒するまでの間、出席停止とする。
- (イ) 幼児児童生徒と同居している者に感染が確認された場合次のいずれかの間、出席停止とする。
 - ①同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間
 - ②同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
- (ウ) 幼児児童生徒~~本人又は幼児児童生徒と同居している者~~が保健所から濃厚接触者として指定された場合
~~当該濃厚接触者の~~保健所からの健康観察期間が終了するまでの間、出席停止とする。
- (エ) ~~前号に掲げる場合を除き、幼児児童生徒がPCR検査を受けることになった場合は、結果が判明するまでの間~~
- (オ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者に発熱等の風邪の症状がみられる場合
当該症状がみられる者の症状が消失するまでの間、出席停止とする。
※ 医療機関で別の診断がついた場合はその診断に従う
- (カ) 幼児児童生徒本人又は幼児児童生徒と同居している者が海外から帰国した場合は、当該帰国者が検疫所から自宅待機を求められた期間

※ 出席停止にならない例（幼児児童生徒本人に症状がない場合に限る）

- ・ 保護者の同僚に発症者がいる場合など。

⇒幼児児童生徒~~本人又は幼児児童生徒と同居している者~~が濃厚接触者となっている場合のみ出席停止となる。

イ 臨時休業

幼児児童生徒、教職員その他園・学校に出入りする者が新型コロナウイルス感染症にかかった場合において、その業務内容、行動履歴などから感染拡大防止に必要と認められるときは、必要な期間、臨時休業を行う。